

令和7年度 ものづくり企業就業環境向上補助金 公募要領

1 事業の目的

さっぽろ連携中枢都市圏域内のものづくり企業における就業環境の向上に資する取組に対し財政的支援を行うことで、ものづくり産業における人材の確保・定着を図ることを目的とします。

2 事業のしくみ

本事業は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「当財団」という。）が、企業から申請を受け、有識者による選考を経て、予算の範囲内で支援（補助）を行います。

3 補助対象者

下記の要件をすべて満たす中小企業等^{*1}を対象とします。

- (1) 「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村^{*2}の区域内に本社^{*3}及び製造拠点^{*4}を有している製造業又は建設業^{*5}（個人事業主は除く）。ただし、建設業については工事で使用する資材の加工等を行うための常設の拠点を有するものに限る。
- (2) 設立後1年以上経過し、事業を継続して実施する見通しがあり、事業を実施するための経営資源、人材等を有していること。
- (3) 当該年度において同一内容の事業で、国・北海道・札幌市など他の助成制度（補助、委託など）による財政的支援を受けていないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
- (8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者でないこと。

※1：「中小企業等」とは、以下の①又は②とする。

①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、圏域内に本社を有する者。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除く。

②中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める事

| |
|--|
| <p>業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会であって、圏域内に主たる事務所を有し、また、総組合員の2分の1以上が、第1号を満たす者。</p> <p>※2：「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村とは、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町をいう。</p> <p>※3：本社とは、登記上の本店を指す。</p> <p>※4：製造拠点とは、実際に製造を行っている事業所を指す。単なる事務所や営業所は該当しない。</p> <p>※5：製造業とは、日本標準産業分類（令和5年7月27日総務省告示第256号）における製造業（大分類番号E）とし、「建設業」とは、同分類における建設業（大分類番号D）とする。</p> |
|--|

4 補助対象事業

さっぽろ連携中枢都市圏内の製造拠点において、製造作業に従事する従業員の就業環境の改善・向上に資する設備等を導入・設置する取組を対象とします。

【補助対象となる取組例】

重筋作業を軽減するための治具や機械等の導入、冷房・暖房設備の導入、粉塵や騒音の低減対策機器の設置、作業の安全性を高める設備の導入、トイレ・休憩室・更衣室の新設・拡張など

※原則、製造拠点（工場）内に導入・設置する設備等が対象となります。ただし、製造作業に従事する従業員が使用する場合は、製造拠点と同一の敷地内にある事務所への設置も対象とします（店舗は除く）。

【補助対象とはならない取組例】

美化を主目的とした取組（壁紙の張替など）、老朽化設備の単なる更新、店舗と兼用する設備の設置、業務に関係しない福利厚生が主目的となる設備※の設置

※詳細は「5 補助対象経費」に記載

5 補助対象経費

事業を遂行するために直接必要となる下記の経費を対象とします。

| 経費区分 | 経費の内容 |
|------|-----------------------------|
| 設備費 | 設備等の購入に要する経費（設備の運搬に係る経費を含む） |
| 工事費 | 設備等の据え付けや、建物の工事に係る経費 |
| 設計費 | 工事設計に係る経費 |

以下の経費は補助対象経費として認められません。

- ①消費税及び地方消費税相当分
- ②土地及び建物の購入または借上料等に係る経費
- ③租税公課、水道光熱費
- ④車両、事務機器、中古品、消耗品及び業務に関係しない福利厚生が主目的となる設備の購入費

※車両とは、自動車、二輪車、フォークリフトなどを指す。ただし、高所でのピッキングを主目的とした作業車（運転操作部分が荷台とともに昇降するもの）や、無人自動搬送車はこの限りではない。

※事務機器とは、パソコン、モニター、テレビ、プロジェクター、タブレット端末、プリンター、コピー機、複合機、FAX 機器、照明器具、スマートフォン、電話機などを指す。

※業務に関係しない福利厚生が主目的となる設備とは、冷蔵庫、電子レンジ、給湯器、自動販売機、運動用器具、マッサージ機などを指す。

⑤財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日 大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び 関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費

⑥補助事業者が自社（関連会社を含む）の技術等を調達する場合の経費

⑦振込手数料

⑧その他理事長が不適当と認める経費

6 補助金額・補助率

上限額：150万円

補助率：補助対象経費の 2 分の 1 ※千円未満切り捨て

7 事業実施期間

補助金交付決定の日～令和 8 年 2 月 27 日（金）

※補助対象経費は、補助金交付決定の日以降に発生し、令和 8 年 2 月 27 日までに支払を終えた経費に限る。

8 採択予定件数

10 件程度（そのうち、札幌市外に本社を有する企業は 2 社まで）

9 補助金交付までのスケジュール

（1）第 1 次公募

- ・公募開始 4 月 15 日（火）
- ・申請者向け説明会 4 月 23 日（水）
- ・申請書類の事前確認 6 月 20 日（金）まで

※申請書類を提出する前に事務局で事前確認を受けてください

- ・公募締切 6 月 24 日（火）12:00 必着
- ・面接審査会 7 月 10 日（木）予定

※申請者による申請内容のプレゼンテーションを審査

※申請者多数の場合は事前に書面審査を実施

- ・補助事業者決定 7 月下旬

※交付決定通知書はメールにて通知

| | |
|-----------|--|
| ・補助事業完了 | 令和8年2月27日（金）まで |
| ・事業完了届提出 | 事業完了後5営業日以内又は令和8年3月6日（金）12時のいずれか早い期日まで |
| ・補助金額確定審査 | 事業完了届提出日から令和8年3月中旬まで |

※必要に応じて現地検査あり

※審査完了後、補助金額確定通知書をメールにて通知

| | |
|--------------------------|------------|
| ・請求書等の提出 | 令和8年3月下旬まで |
| ※補助金額確定通知書を基に請求書等を当財団に提出 | |

| | |
|-----------------|------------|
| ・補助金交付 | 令和8年3月末頃まで |
| ※請求書等を基に指定口座に振込 | |

(2) 第2次公募

※第1次公募で予定上限額に達した場合には実施しません。

| | |
|-------|----------|
| ・公募開始 | 7月下旬（予定） |
| ・公募締切 | 8月中旬（予定） |

10 申請手続き

申請をされる方は、募集期間内に申請書類の事前確認を受けたうえで次の交付申請書類等を、当財団 食・ものづくり産業振興部 ものづくり産業振興課（下記「14 提出・問い合わせ先」参照）に提出してください。

交付申請書類の様式（様式1～4）は、当財団ホームページ（<https://sec.or.jp/hanro-kakudai/subsidy/working-environment/>）からダウンロードできます。

【提出書類等】

(1) 応募提出書類チェックリスト

(2) 様式1 補助金交付申請書

(3) 様式2 企業概要

※企業パンフレット・HPの写しなどを添付

(4) 様式3-1 事業計画書

(5) 様式3-2 収支予算書兼補助対象経費積算書

※積算根拠となる証拠書類（見積書、契約書、カタログ等）の写しを添付

(6) 様式4 誓約書兼同意書

(7) 決算報告書の写し（直近3期分）

※決算報告書は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書とする。

(8) 法人の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）は、申請日から遡って3か月以内の原本を提出して下さい。

(9) 市町村税の納税証明書（指名願用）

※市町村税の納税証明書（指名願用）は、申請日から遡って3か月以内の原本を提出して下さい。

(10) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

【提出方法】

- (1) 正本：1部（A4 サイズ、片面印刷、左肩Wクリップ留め、ホチキス留め不可）
- (2) 副本：8部（A4 サイズ、片面印刷、左肩Wクリップ留め、ホチキス留め不可）
- (3) 電子データ：1個（様式2～3－2の電子データをUSBメモリーに保存）

【注意事項】

- (1) 提出書類は全て必須書類で、不備がある場合は一切受けません。
- (2) 各様式とも手書きや切り貼りしたものは、一切受けません。

11 審査の進め方

(1) 審査方法

当財団による要件審査を経て、当財団が組織する「審査委員会」において、下記の評価基準に則り、書面及び面接による審査を行います。

(2) 評価項目・基準

| |
|--|
| ①人材確保・定着の状況把握 |
| 補助事業に取り組む背景や就業環境上の課題について的確に状況を把握しているか。 |
| ②事業内容 |
| 就業環境上の課題に対する解決手法として、補助事業の取組内容が適切で、効果的か。また、導入する設備の選定は妥当か。 |
| ③事業の目標等 |
| 設定する目標は妥当か。また、事業実施後における人材確保・定着に向けた今後の取組は、計画的かつ具体的か。 |
| ④事業スケジュールと経費積算 |
| 事業スケジュールと経費積算が的確か。 |
| ⑤事業化能力 |
| 資金等の経営資源が十分に備わっているか。 |

12 依頼事項

(1) 採択・公表

採択された事業計画については、補助金交付決定後、当財団及び札幌市のホームページにて事業の名称・内容など公表いたします。

(2) 補助金に係る経理

補助金交付規定等に従って、補助金を適正に執行していただきます。また、原則、補助金の管理責任は申請事業者が負います。

(3) 報告書等の提出

事業完了後、5営業日以内に事業完了届、実績報告書、補助金精算書等を提出していただきます。

また、事業終了後、成果に関するフォローアップ活動にご協力いただきます。

(4) 補助事業の公表

補助事業は、公表を原則としておりますので、当財団や札幌市のホームページ等に掲載させていただく予定です。また、当財団や札幌市が実施するセミナー等で補助事業の取組について発表していただく場合がありますので、ご協力願います。

13 その他

- (1) 同一の内容で、国や道など、他の助成制度（補助事業、委託事業）等による財政的支援を受けている事業（予定を含む）については、交付申請を行うことはできません。なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合は、交付の決定を取り消す場合があります。
- (2) 申請書及び添付書類は返却しませんのでご了承ください。
- (3) 本事業では、申請書類の取り扱いは厳重に行います。
- (4) 採択案件の内容は、原則として一般に公表します。また、補助事業者に対しては、今後、補助事業の成果を報告していただく（事業終了後3年間）ほか、当財団が行う成果普及等の事業に対して協力していただく場合があります。

14 提出・問い合わせ先

所定の応募提出書類を、下記の提出期間内に提出してください。

◆ 提出期間：受付

【期間】 <第1次公募>

令和7年4月15日（火）～6月24日（木）12:00必着

※6月20日（金）までに申請内容の事前確認を受けてください。

<第2次公募>

令和7年7月下旬～8月中旬（予定）

【時間】 9:30～12:00、13:00～17:00／月曜～金曜（祝祭日を除く）

◆ 提出手段：持参、又は郵便・宅配便による送付

なお、E-mail 及び FAX による提出は受け付けません。

◆ 提出・問い合わせ先：

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 札幌市産業振興センター
一般財団法人 さっぽろ産業振興財団

食・ものづくり産業振興部 ものづくり産業振興課

「ものづくり企業就業環境向上補助金」事務局

電話：011-817-7890